

福岡医発第 1570 号（総）

平成 27 年 9 月 8 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 松 田 峻一良

（公印省略）

移植希望者（レシピエント）選択基準の一部改正について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

標記の件につきまして、別添のとおり、日本医師会を通じ、本会に対しても周知方依頼がありました。

臓器の移植希望者（レシピエント）の選択基準につきましては、「臓器提供者（ドナー）適応基準及び移植希望者（レシピエント）選択基準について」により実施されているところですが、今般、厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会の審議結果を踏まえ、心臓移植希望者（レシピエント）選択基準および心肺同時移植希望者（レシピエント）に係る部分が別添新旧対照表のとおり一部改正され、平成 27 年 12 月 15 日から施行されることとなりました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下関係医療機関等への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

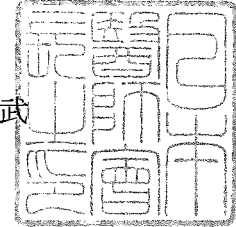
会長 廣瀬真恵

日医発第481号(庶78)

平成27年8月20日

都道府県医師会長 殿

日本医師会
会長 横倉 義武



移植希望者（レシピエント）選択基準の一部改正について

平素より本会会務にご協力賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件に関し、厚生労働省健康局長より、本会に対し周知方依頼がありました。

臓器の移植希望者（レシピエント）の選択基準につきましては、「臓器提供者（ドナー）適応基準及び移植希望者（レシピエント）選択基準について」により実施されているところですが、今般、厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会の審議結果を踏まえ、心臓移植希望者（レシピエント）選択基準および心肺同時移植希望者（レシピエント）選択基準に係る部分が一部改正され、平成27年12月15日から施行されることとなりました。

主な改正点は、ドナーが18歳未満の場合、Status1の18歳未満のレシピエントの次に優先されるのは、現行の基準では、Status1の18歳以上のレシピエントでしたが、Status2の18歳未満のレシピエントが優先されることとなったことです。ドナーが小児の場合は、Statusに関係なく、小児のレシピエントに優先されることが打ち出されたものです。

つきましては、貴会におかれましても本件に関してご了知のうえ、貴会管下関係医療機関等に対し、周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。





健 発 0807 第 3 号

平成 27 年 8 月 7 日

公益社団法人 日本医師会 会長 殿

厚生労働省健康局長

(公印省略)

移植希望者（レシピエント）選択基準の一部改正について

臓器の移植希望者（レシピエント）の選択につきましては、「臓器提供者（ドナー）適応基準及び移植希望者（レシピエント）選択基準について」（平成 9 年 10 月 16 日付け健医発第 1371 号。以下「基準通知」という。）により実施されているところです。

今般、厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会の審議結果を踏まえ、基準通知の別添 2（各臓器の移植希望者（レシピエント）選択基準）のうち、心臓移植希望者（レシピエント）選択基準及び心肺同時移植希望者（レシピエント）選択基準に係る部分を別紙の新旧対照表のとおり改正することとしました。

本改正は、平成 27 年 12 月 15 日から施行することとし、別添のとおり公益社団法人日本臓器移植ネットワーク理事長あて通知しましたので、御了知願うとともに、会員等に対する周知につきまして御配慮願います。

心臓移植希望者（レシピエント）選択基準 一部改正 新旧対照表

改 正 後	現 行
心臓移植希望者（レシピエント）選択基準 1. 適合条件 （１）～（６）（略） 2. 優先順位 適合条件に合致する移植希望者（レシピエント）が複数存在する場合には、<u>第一に（１）が優先され、それ以降の優先順位は、（２）から（５）までを勘案して決定する（３. の具体的選択方法を参照）。</u> （１）親族 （略） （２）<u>治療等の状況による優先度</u> 定義：（略） Status 1、Status 2 の順に優先する。 また、（以下略）。 （３）年齢 臓器提供者（ドナー）の年齢及び移植希望者（レシピエント）の<u>（公社）</u>日本臓器移植ネットワークに移植希望者（レシピエ	心臓移植希望者（レシピエント）選択基準 1. 適合条件 （１）～（６）（略） 2. 優先順位 適合条件に合致する移植希望者（レシピエント）が複数存在する場合には、優先順位は、<u>以下の順に</u>勘案して決定する。 （１）親族 （略） （２）<u>医学的緊急度</u> 定義：（略） Status 1、Status 2 の順に優先する<u>（３. の具体的選択方法を参照）。</u> また、（以下略）。 （３）年齢 臓器提供者（ドナー）の年齢及び移植希望者（レシピエント）の<u>（社）</u>日本臓器移植ネットワークに移植希望者（レシピエント）

ント)の登録を行った時点における年齢に応じ、3.の具体的選択方法に示す区分に従い優先順位を定める。

(4) ABO式血液型

ABO式血液型の一致 (identical) する者を適合 (compatible) する者より優先する。

(5) 待機期間 (略)

3. 具体的選択方法

(1) 臓器提供者 (ドナー) が18歳以上の場合

順位 *	治療等の状況 による優先度	年齢	ABO式血液型
1	Status 1	60歳未満	一致
2			適合
3		60歳以上	一致
4			適合
5	Status 2	60歳未満	一致
6			適合
7		60歳以上	一致
8			適合

* 同順位内に複数名の移植希望者 (レシピエント) が存在する場合には待機期間の長い者を優先する。

の登録を行った時点における年齢に応じ、3.の具体的選択方法に示す区分に従い優先順位を定める。(3.の具体的選択方法を参照)。

(4) ABO式血液型

ABO式血液型の一致 (identical) する者を適合 (compatible) する者より優先する (3.の具体的選択方法を参照)。

(5) 待機期間 (略)

3. 具体的選択方法

(1) 臓器提供者 (ドナー) が18歳以上の場合

順位 *	医学的緊急度	年齢	ABO式血液型
1	Status 1	60歳未満	一致
2			適合
3		60歳以上	一致
4			適合
5	Status 2	60歳未満	一致
6			適合
7		60歳以上	一致
8			適合

* 同順位内に複数名の移植希望者 (レシピエント) が存在する場合には待機期間の長い者を優先する。

(2) 臓器提供者（ドナー）が18歳未満の場合

順位 *	治療等の状況 による優先度	年齢	A B O 式血液型
1	Status 1	18歳未満	一致
2			適合
3	<u>Status 2</u>		<u>一致</u>
4			<u>適合</u>
5	Status 1	<u>18歳以上</u>	<u>一致</u>
6		<u>60歳未満</u>	<u>適合</u>
7		<u>60歳以上</u>	<u>一致</u>
8			<u>適合</u>
<u>9</u>	Status 2	<u>18歳以上</u>	<u>一致</u>
<u>10</u>		<u>60歳未満</u>	<u>適合</u>
<u>11</u>		<u>60歳以上</u>	<u>一致</u>
<u>12</u>			<u>適合</u>

* 同順位内に複数名の移植希望者（レシピエント）が存在する場合には待機期間の長い者を優先する。

4. その他

将来、Status 1の移植希望者（レシピエント）が増加すると、O型の臓器提供者（ドナー）からの臓器が順位2の移植希望者（レシピエント）に配分され、Status 2の移植希望者（レシピエント）に配分されない事態が生じることが予想される。このことを含め、今後、新たな医学的知見などを踏まえ、優先順位の評価や

(2) 臓器提供者（ドナー）が18歳未満の場合

順位*	医学的緊急度	年齢	A B O式血液型
1	Status 1	18歳未満	一致
2			適合
3		18歳以上	一致
4			適合
5	Status 2	18歳未満	一致
6			適合
7		18歳以上	一致
8			適合

* 同順位内に複数名の移植希望者（レシピエント）が存在する場合には待機期間の長い者を優先する。

4. その他

将来、Status 1の移植希望者（レシピエント）が増加すると、O型の臓器提供者（ドナー）からの臓器が順位2の移植希望者（レシピエント）に配分され、Status 2の移植希望者（レシピエント）に配分されない事態が生じることが予想される。このことを含め、今後、新たな医学的知見などを踏まえ、緊急度の定義やブロック制

ブロック制の導入などについて、適宜選択基準の見直しをすることとする。

また、Status 2 の 18 歳未満の移植希望者（レシピエント）に対する心臓移植の優先順位については、改正選択基準の施行後の移植実績の評価等を踏まえて適宜見直しを行うこととする。

の導入などについて、適宜選択基準の見直しをすることとする。

また、60 歳以上の移植希望者（レシピエント）に対する心臓移植については、改正選択基準の施行から 2 年を経過した時点又は国内における心臓移植の実績が 200 例に達した時点のいずれか早い時点を目途として、その臨床成績などを踏まえ、再度見直しを行うこととする。

心肺同時移植希望者（レシピエント）選択基準 一部改正 新旧対照表

改 正 後	現 行
心肺同時移植希望者（レシピエント）選択基準 1. 適合条件 （１）～（７）（略） 2. 優先順位 （略） （１）～（３）（略） （４）（略） ①（略） ② ①の条件が同一の移植希望者（レシピエント）が複数存在する場合は、心臓移植希望者（レシピエント）選択基準における<u>治療等の状況による優先度</u>の高い者を優先し、 ③ ①②の条件が同一の移植希望者（レシピエント）が複数存在する場合には、心臓移植希望者（レシピエント）選択基準の<u>治療等の状況による優先度</u>Status 1 の待機期間が長い者を優先し、	心肺同時移植希望者（レシピエント）選択基準 1. 適合条件 （１）～（７）（略） 2. 優先順位 （略） （１）～（３）（略） （４）（略） ①（略） ② ①の条件が同一の移植希望者（レシピエント）が複数存在する場合は、心臓移植希望者（レシピエント）選択基準における<u>医学的緊急度</u>の高い者を優先し、 ③ ①②の条件が同一の移植希望者（レシピエント）が複数存在する場合には、心臓移植希望者（レシピエント）選択基準の<u>医学的緊急度</u>Status 1 の待機期間が長い者を優先し、

④（略） （５）（略） ３．その他 （１）（略） （２）医学的な理由により心臓移植希望者（レシピエント）選択基準における<u>治療等の状況による優先度</u>が Status 3 になった場合、肺移植希望者（レシピエント）の待機リストを「待機 inactive」とする。 （附則）（略）	④（略） （５）（略） ３．その他 （１）（略） （２）医学的な理由により心臓移植希望者（レシピエント）選択基準における<u>医学的緊急度</u>が Status 3 になった場合、肺移植希望者（レシピエント）の待機リストを「待機 inactive」とする。 （附則）（略）
---	---

心臓移植希望者（レシピエント）選択基準

1. 適合条件

(1) ABO式血液型

ABO式血液型の一致 (identical) 及び適合 (compatible) の待機者を候補者とする。

(2) 体重 (サイズ)

体重差は-20%~30%であることが望ましい。

ただし、移植希望者（レシピエント）が小児である場合は、この限りではない。

(3) 前感作抗体

リンパ球直接交差試験（ダイレクト・クロスマッチテスト）を実施し、抗T細胞抗体が陰性であることを確認する。

パネルテストが陰性の場合、リンパ球直接交差試験（ダイレクト・クロスマッチテスト）は省略することができる。

(4) CMV抗体

CMV抗体陰性の移植希望者（レシピエント）に対しては、CMV抗体陰性の臓器提供者（ドナー）が望ましい。

(5) HLA型

当面、選択基準にしないが、必ず検査し、登録する。

(6) 虚血許容時間

臓器提供者（ドナー）の心臓を摘出してから4時間以内に血流再開することが望ましい。

2. 優先順位

適合条件に合致する移植希望者（レシピエント）が複数存在する場合には、第一に（1）が優先され、それ以降の優先順位は、（2）から（5）までを勘案して決定する（3. の具体的選択方法を参照）。

(1) 親族

臓器の移植に関する法律第6条の2の規定に基づき、親族に対し臓器を優先的に提供する意思が表示されていた場合には、当該親族を優先する。

(2) 治療等の状況による優先度

定義：Status 1：次の（ア）から（エ）までのいずれか1つ以上に該当する状態

（ア）補助人工心臓を装着中の状態

（イ）大動脈内バルーンパンピング（IABP）、経皮的心肺補助装置（PCPS）又は動静脈バイパス（VAB）を装着中の状態

（ウ）人工呼吸管理を受けている状態

（エ）ICU、CCU等の重症室に収容され、かつ、カテコラミン等の強心薬の持続的な点滴投与を受けている状態

＊ カテコラミン等の強心薬にはフォスフォディエステラーゼ阻害薬なども含まれる

＊ ただし、18歳未満に限り、重症室に収容されていない場合であって、カテコラミン等の強心薬の持続的な点滴投与を受けている状態も含まれる（この状態で待機中に18歳以上となったときには、（ア）から（ウ）までのいずれかに該当しない限り、Status 2とする）

Status 2：待機中の患者で、上記以外の状態

Status 3：Status 1、Status 2で待機中、除外条件（感染症等）を有する状態のため一時的に待機リストから削除された状態

Status 1、Status 2の順に優先する。

また、Status 3への変更が登録された時点で、選択対象から外れる。除外条件がなくなり、Status 1又はStatus 2へ再登録された時点から、移植希望者（レシピエント）として選択対象となる。

(3) 年齢

臓器提供者（ドナー）の年齢及び移植希望者（レシピエント）の（公社）日本臓器移植ネットワークに移植希望者（レシピエント）の登録を行った時

点における年齢に応じ、3. の具体的選択方法に示す区分に従い優先順位を定める。

(4) ABO式血液型

ABO式血液型の一致 (identical) する者を適合 (compatible) する者より優先する。

(5) 待機期間

以上の条件が全て同一の移植希望者 (レシピエント) が複数存在する場合は、待機期間の長い者を優先する。

○Status 1 の移植希望者 (レシピエント) 間では、待機期間は Status 1 の延べ日数とする。

(注) 移植希望者 (レシピエント) の登録時に 18 歳未満で、Status 1 の (エ) に該当していた患者が、その後 18 歳以上となり、重症室に収容されていないため Status 2 とされたが、再度、Status 1 の状態となったときは、18 歳未満で Status 1 に該当していた期間も Status 1 の延べ日数に含まれる。

○Status 2 の移植希望者 (レシピエント) 間では、待機期間は登録日からの延べ日数とする。

3. 具体的選択方法

(1) 臓器提供者 (ドナー) が 18 歳以上の場合

順位 *	治療等の状況 による優先度	年齢	ABO式血液型
1	Status 1	60歳未満	一致
2			適合
3		60歳以上	一致
4			適合
5	Status 2	60歳未満	一致
6			適合
7		60歳以上	一致
8			適合

* 同順位内に複数名の移植希望者 (レシピエント) が存在する場合には待機期間の長い者を優先する。

(2) 臓器提供者（ドナー）が18歳未満の場合

順位＊	治療等の状況 による優先度	年齢	A B O式血液型
1	Status 1	18歳未満	一致
2			適合
3	Status 2		一致
4			適合
5	Status 1	18歳以上	一致
6		60歳未満	適合
7		60歳以上	一致
8			適合
9	Status 2	18歳以上	一致
10		60歳未満	適合
11		60歳以上	一致
12			適合

* 同順位内に複数名の移植希望者（レシピエント）が存在する場合には待機期間の長い者を優先する。

4. その他

将来、Status 1の移植希望者（レシピエント）が増加すると、O型の臓器提供者（ドナー）からの臓器が順位2の移植希望者（レシピエント）に配分され、Status 2の移植希望者（レシピエント）に配分されない事態が生じることが予想される。このことを含め、今後、新たな医学的知見などを踏まえ、優先順位の評価やブロック制の導入などについて、適宜選択基準の見直しをすることとする。

また、Status 2の18歳未満の移植希望者（レシピエント）に対する心臓移植の優先順位については、改正選択基準の施行後の移植実績の評価等を踏まえて適宜見直しを行うこととする。

心肺同時移植希望者（レシピエント）選択基準

1. 適合条件

(1) ABO式血液型

ABO式血液型の一致 (identical) 及び適合 (compatible) の待機者を候補者とする。

(2) 体重 (サイズ)

体重差は－20%～30%であることが望ましい。

ただし、移植希望者（レシピエント）が小児である場合は、この限りでない。

(3) 肺の大きさ

肺の大きさは臓器提供者（ドナー）及び移植希望者（レシピエント）の年齢区分に応じ、下記の方法で評価する。

1) 臓器提供者（ドナー）及び移植希望者（レシピエント）の年齢がいずれも18歳以上の場合

(予測VCD^{注1)} / 予測VCR^{注2)} - 1) × 100 の値 (%) で判断する。

① 片肺移植の場合 -30～30%

② 両肺移植の場合 -30～30%

注1) 予測VCD：臓器提供者（ドナー）の予測肺活量

注2) 予測VCR：移植希望者（レシピエント）の予測肺活量

予測肺活量の計算式

(男性) 予測肺活量 (L) = $0.045 \times \text{身長 (cm)} - 0.023 \times \text{年齢} - 2.258$

(女性) 予測肺活量 (L) = $0.032 \times \text{身長 (cm)} - 0.018 \times \text{年齢} - 1.178$

2) 臓器提供者（ドナー）及び移植希望者（レシピエント）がいずれも18歳未満の場合

(臓器提供者（ドナー）の身長 / 移植希望者（レシピエント）の身長 - 1) × 100 の値 (%) で判断する。

① 片肺移植の場合 -12%～15%

② 両肺移植の場合 -12%～12%

- 3) 臓器提供者（ドナー）及び移植希望者（レシピエント）の年齢が1）
又は2）の場合に該当しない場合
（臓器提供者（ドナー）の身長／移植希望者（レシピエント）の身長
－1）×100の値（％）で判断する。
- ① 片肺移植の場合 －12％～15％
 - ② 両肺移植の場合 －12％～12％

(4) 前感作抗体

リンパ球直接交差試験（ダイレクト・クロスマッチテスト）を実施し、
抗T細胞抗体が陰性であることを確認する。

パネルテストが陰性の場合、リンパ球直接交差試験（ダイレクト・ク
ロスマッチテスト）は省略することができる。

(5) CMV抗体

CMV抗体陰性の移植希望者（レシピエント）に対しては、CMV抗
体陰性の臓器提供者（ドナー）が望ましい。

(6) HLA型

当面、選択基準にしないが、必ず検査し、登録する。

(7) 虚血許容時間

臓器提供者（ドナー）の心肺を摘出してから4時間以内に血流再開す
ることが望ましい。

2. 優先順位

適合条件に合致する移植希望者（レシピエント）が複数存在する場合には、
優先順位は、以下の順に勘案して決定する。

(1) 親族

臓器の移植に関する法律第6条の2の規定に基づき、親族に対し臓器
を優先的に提供する意思が表示されていた場合には、当該親族を優先す
る。

(2) 心臓移植希望者（レシピエント）選択基準で選ばれた移植希望者（レ
シピエント）が心肺同時移植の待機者である場合であって、かつ、臓器
提供者（ドナー）から心臓及び両肺の提供があった場合には、当該待機

者が肺移植待機リストで下位であっても、当該待機者に優先的に心臓及び両肺を同時に配分する。ただし、肺移植待機リストで選択された移植希望者（レシピエント）が優先すべき親族の場合はこの限りでない。

(3) 肺移植希望者（レシピエント）選択基準で選ばれた移植希望者（レシピエント）が心肺同時移植の待機者である場合であって、かつ、臓器提供者（ドナー）から心臓及び両肺の提供があった場合には、当該待機者が心臓移植待機リストで下位であっても、当該待機者に優先的に心臓及び両肺を同時に配分する。ただし、心臓移植待機リストで選択された移植希望者（レシピエント）が優先すべき親族の場合はこの限りでない。

(4) 心臓移植希望者（レシピエント）選択基準及び肺移植希望者（レシピエント）選択基準で選択された待機者が別人であり、共に心肺同時移植の待機者である場合であって、かつ、臓器提供者から心臓及び両肺の提供があった場合には、

① A B O式血液型の一致(identical)する者を適合(compatible)する者より優先し、

② ①の条件が同一の移植希望者（レシピエント）が複数存在する場合は、心臓移植希望者（レシピエント）選択基準における治療等の状況による優先度の高い者を優先し、

③ ①②の条件が同一の移植希望者（レシピエント）が複数存在する場合には、心臓移植希望者（レシピエント）選択基準の治療等の状況による優先度 Status 1 の待機期間が長い者を優先し、

④ ①～③の条件が同一の移植希望者（レシピエント）が複数存在する場合には、登録日からの延べ日数の長い者を優先する。

(5) 心臓又は肺の移植希望者（レシピエント）において、第1順位として選択された移植希望者（レシピエント）が心肺同時移植の待機者であっても、臓器提供者（ドナー）から心臓及び両肺の提供を受けられない場合は、心臓又は肺の単独移植希望者（レシピエント）のうちで最も優先順位が高いものを選択する。

3. その他

- (1) 臓器提供者（ドナー）又は移植希望者（レシピエント）が6歳以上18歳未満の場合、その予測肺活量については、以下の計算式を参考にすることができる。

予測肺活量の計算式（6歳以上18歳未満の場合）

$$\text{(男性) 予測肺活量 (L)} = 2.108 - 0.1262 \times \text{年齢} + 0.00819 \times \text{年齢}^2 - 3.118 \times \text{身長 (m)} + 2.553 \times \text{身長 (m)}^2$$

$$\text{(女性) 予測肺活量 (L)} = 1.142 + 0.00168 \times \text{年齢}^2 - 2.374 \times \text{身長 (m)} + 2.116 \times \text{身長 (m)}^2$$

- (2) 医学的な理由により心臓移植希望者（レシピエント）選択基準における治療等の状況による優先度が Status 3 になった場合、肺移植希望者（レシピエント）の待機リストを「待機 inactive」とする。

(附則)

1. 心肺同時移植希望者（レシピエント）は、心臓移植希望者（レシピエント）のリスト及び肺移植希望者（レシピエント）のリストの両方に登録される。
2. 心肺同時移植希望者（レシピエント）の心臓又は肺に係る待機期間については、既に心臓移植希望者（レシピエント）又は肺移植希望者（レシピエント）のリストに登録されている患者が術式を心肺同時移植に変更する場合には、心臓又は肺のうち、既に登録されているリストに係る待機日数は変更前の当該日数を含めて計算することとし、新規に登録されたリストに係る待機日数は新規に登録した以後の日数を計算することとする。
3. 基準全般については、今後の移植医療の定着及び移植実績の評価等を踏まえ、適宜見直すこととする。

(写)

健 発 0 8 0 7 第 1 号

平成 27 年 8 月 7 日

公益社団法人日本臓器移植ネットワーク理事長 殿

厚生労働省健康局長

(公印省略)

移植希望者（レシピエント）選択基準の一部改正について

臓器の移植希望者（レシピエント）の選択につきましては、「臓器提供者（ドナー）適応基準及び移植希望者（レシピエント）選択基準について」（平成 9 年 10 月 16 日付け健医発第 1371 号。以下「基準通知」という。）により実施されているところです。

今般、厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会の審議結果を踏まえ、基準通知の別添 2（各臓器の移植希望者（レシピエント）選択基準）のうち、心臓移植希望者（レシピエント）選択基準及び心肺同時移植希望者（レシピエント）選択基準に係る部分を別紙の新旧対照表のとおり改正することとしました。

本改正は、平成 27 年 12 月 15 日から施行することとしましたので、遵守されますようお願いいたします。あわせて、貴法人に登録されている臓器移植施設への周知につきましてよろしくお願いいたします。

参考として、本改正を反映した心臓移植希望者（レシピエント）選択基準及び心肺同時移植希望者（レシピエント）選択基準を添付します。